

令和2年度 食肉処理施設の輸出認定 円滑化事業

株式会社 ナンチク

対米等への輸出認定取得について

- 平成元年にプロジェクトチームを結成し、対米認定要綱に基づいたマニュアル作成・施設設備改善工事を実施。
- オンサイトチーム（米国農務省食品安全局、在日大使館、厚生省、畜産局）による現地工場査察実施。
- 対米輸出と畜場認定施設申請書を厚生省に提出。（平成2年5月）
- 厚生省より対米輸出認定工場として認定を受ける。（平成2年8月）

- その後、平成19年～対香港・シンガポール・台湾・オーストラリア等の認定（令和2年現在、13カ国）を受け、令和元年に対EUの認定を受けることが出来た。
- 以降、厚生局及びFSIS当局の査察を受けながら日々改善等を行っている。

2-③ アニマルウェルフェアへの対応について

- 対EU認定要綱の中で、動物福祉に関する基準があり、同基準に対する知識不足・マニュアル作成・動物福祉責任者への教育等に苦勞した場面もありました。
- また、要綱の一つとして「ロープを使用しての角・鼻環・両足を拘束、牽引等しないこと」とされているが、弊社施設に搬入される牛の多くは鼻環を使用したロープでの牽引を行っているため、対応に苦勞しました。

2-⑤ STEC検査について

- STEC検査については2019年より実施しております。実施にあたっての、検査手法・従業員教育等、理解するまでに時間がかかりました。
- また、陽性反応が出た場合の製品等については、条件指定がある為販売等へのダメージも大きいものと推察されます。

3- 認定取得後の定期的査察について

- 地方厚生局については、概ね月一回の定期査察が実施されます。
- 設備面での指摘があった場合、ソフト面での対応では不十分であるとされ施設設備の改善を実施するにあたり長期の改修期間・費用など多く発生することが考えられます。
- 米国査察（FSIS）において指摘があれば、翌日までに改善文書の提出を求められおり早急な対応になると思われれます。また、近年において査察官により査察の視点・要綱解釈の違いが見受けられることもあります。

2-④ 懸垂放血への対応について

- スタンニング後、と体を懸垂し放血することにより、多数のスポット（血斑）が発生している。
- 発生率を抑制するため、各処理施設が様々な対応を行っている。
- 参考資料として。【牛のと畜・解体技術の改善について】